

商 品 名 (愛 称)	「カーライフローン」 「カーライフローン・プライム」(プライムローン(自動車関連資金)) 【来店型・WEB完結型】
------------------	---

ご利用いただける方	下記のすべての条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる個人の方		
	(1) 年齢が満20歳以上で、当金庫の会員となれる方。		
	(2) 当金庫の審査基準を満たす方		
	※新卒者および30歳未満の就職内定者の場合は以下の条件を満たす方		
	・満20歳以上の方		
	・就職内定先が発行する内定を証明する書類を提出できる方		
	《プライムローン(自動車関連資金)》		
	・プライムローン(自動車関連資金)利用の場合は、上記(1)～(2)のすべてを満たす方で、次の(3)～(4)のいずれかに該当する方が対象となります。		
	(3) インターネットで申込みを行った方		
	(4) 申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方		
		対象ローン	条件
	a	(一社)しんきん保証基金保証付のすべての個人ローンおよび住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当 ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内
	b	(一社)しんきん保証基金保証付のカードローン ※ただし教育関連の当貸・ニュー教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当 ・契約中 ・新規に契約する
	WEB完結型をご希望される場合は、上記(1)～(2)のすべてを満たす方で、かつ、次の(5)～(8)に該当する方が対象となります。		
	(5) 普通預金の口座(返済用口座)を保有している方。		
(6) 運転免許証またはパスポートを保有している方。			
(7) 当金庫において犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了している方。			
(8) インターネット(スマホ等)にて申込みが可能な方。			
※WEB完結の場合、新卒者および30歳未満の就職内定者のお申込みは対象外です。来店型にてお申込みください。			
※WEB完結でのお手続きをご希望される場合であっても、当金庫の事務手続き上、来店型でのお手続きへ変更させていただく場合があります。			
※WEB完結は通常の来店型に比べ日数がかかる場合がございます。お急ぎの場合は、来店型にてお申込みください。			
お 使 い み ち	申込人または家族(配偶者および親、子供、孫に限る)が使用する自家用車(営業車および個人売買ならびに支払先が申込人経営先は除く)、オートバイ(原動機付自転車含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金		
	①購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)		
	②車検・修理費用		
	③パーツ・オプションの購入・取付費用		

	④自動車保険費用
	⑤運転免許取得費用
	⑥車庫設置費用
	⑦電気自動車用充電設備の購入・設置費用
	⑧申込人が①から⑦を用途として自信用金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
	※個人間売買、支払済資金、支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業へ支払う資金については、本商品ではご利用いただけません。
	※ただし、WEB完結の場合上記⑧（借換え資金）は対象外です。来店型にてお申込みください。
ご融資限度額	・1,000万円以内。（1万円単位） なお、新卒者および30歳未満の就職内定者の場合は、200万円以内（※WEB完結は対象外） ※ただし、WEB完結の場合は、500万円以内。（1万円単位）
ご利用期間	3ヵ月以上15年以内。
ご融資利率	・固定金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・お取引に応じた優遇利率もございます。窓口でお問い合わせください。
必要書類	・本人確認資料 ・資金使途確認資料 ・年収確認書類（申込金額100万円以下、またはプライムローンの対象者（4）aに該当する方、就職内定者は不要）
ご返済方法	・元利均等返済または元金均等返済（ただし、WEB完結は元利均等返済のみとなります。） ・ボーナス併用増額返済は融資金額の50%以内（年2回）まで可能です。 ・来店型のみ元金返済の据置が可能です。期間等詳細は店頭窓口までお問い合わせください。
保証人・担保	不要（一般社団法人しんきん保証基金が保証します。）
保証料等	保証料は金利に含まれます。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。 紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京

	三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
	さい。
そ の 他	・お申し込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
	・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。
	・期日前返済など、返済条件を変更される場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。
	・当金庫の会員となれる方
	(1)当金庫の地区内に住所または居所を有する方。
	(2)当金庫の地区内において勤労に従事する方。
	(3)当金庫の地区内において事業所を有する方。
	上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができません。なお、会員となっていたかなくともご融資させていただく事が可能な場合もございますので詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
	・ご融資金の交付については、原則として当金庫から支払先へ振込させていただきます。